

公 示

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 27 条第 5 項の規定により、次のとおり公示する。

- 1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
木材及びブルーシート等による工作物 1 式
- 2 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を撤去した日時
(1) 放置されていた場所 観音寺市有明町甲 4025 番地 1（琴弾公園内）
(2) 撤 去 し た 日 時 令和 7 年 4 月 9 日 14 時 00 分
- 3 物件の保管を始めた日時及び保管の場所
(1) 保管を始めた日時 令和 7 年 4 月 9 日 15 時 00 分
(2) 保 管 の 場 所 西讃土木事務所敷地内
- 4 返還を受ける方法
当該物件の所有者等が香川県交流推進課に申し出ること。なお、物件の撤去、保管その他の措置に要した費用は所有者等の負担となる。
また、都市公園法第 27 条第 10 項の規定により、当該物件を令和 7 年 10 月 8 日までに返還することができないときは、当該物件の所有権は公園管理者に帰属する。
- 5 本件に関する問合せ先
香川県交流推進課
電話番号 087-832-3359

令和 7 年 4 月 9 日

琴弾公園公園管理者
香 川 県
香川県知事 池田豊人

